

## 2 法規制の対象について

販売されているすべての食品に関する「**広告その他の表示**」が法規制の対象となります。

「**広告その他の表示**」・・・顧客を誘引するために、食品等の内容に関することや取引条件について行う表示のこと

### (1) 広告等に該当するものの具体例

- 商品、容器又は包装及びこれらに添付したもの
- 見本、ちらし、パンフレット、説明書面  
(ダイレクトメール、ファクシミリ等も含む)
- ポスター、看板、ネオンサイン、アドバルーン、陳列物、実演による広告
- 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写又は電光
- インターネット、パソコン通信

### (2) 実質的な広告の判断基準

下記の①～③に、“該当する”と**消費者が認識できるもの**

- ① 顧客を誘引する（購入意欲を精進させる）意図が明確にあること
- ② 特定食品の商品名等が明らかにされていること
- ③ 一般人が認知できる状態であること

## 3 法的措置について

虚偽誇大広告等の禁止に違反する表示を行うと・・・

適正な広告等を行うように**勧告**

勧告に係る措置をとらなかった場合、  
その者に対し必要な措置をとるべき旨の**命令**

命令に従わなかった場合は、**罰則**を適用  
6月以下の懲役又は、100万円以下の罰金

「虚偽誇大広告等」について  
詳しくお知りになりたい方は、  
**消費者庁ホームページ**をご覧ください。

問い合わせ先

ご相談は最寄りの保健所へ、宮崎市内事業者は宮崎市保健所 (0985-29-5283) へお問い合わせください。

○中央保健所	TEL 0985-28-2111	○高鍋保健所	TEL 0983-22-1330
○日南保健所	TEL 0987-23-3141	○日向保健所	TEL 0982-52-5101
○都城保健所	TEL 0986-23-4504	○延岡保健所	TEL 0982-33-5373
○小林保健所	TEL 0984-23-3118	○高千穂保健所	TEL 0982-72-2168

# 知って納得！

## 食品の虚偽誇大広告等の禁止

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていないにもかかわらず、健康の保持・増進効果を期待させる「**虚偽**」又は「**誇大**」と思われる表示・広告をしているものが見受けられます。

〇〇〇(製品名)  
ダイエット成功者  
続出!



〇〇に効くと  
言われています



買ってみよう  
かなあ・・・



ダイエットに効く!  
〇〇茶



食品〇〇のおかげで  
糖尿病が治った!  
□□県 ××子さんの声



これを食べると、  
美容にいいんだって!



**健康増進法**では**虚偽誇大広告**を**禁止**しています

食品に表示された情報が「**著しく事実に相違する**」又は「**著しく人を誤認させる**」ものである場合、消費者がその食品の効果を信じてとり続けると、適切な診療機会を逸してしまうなど、健康に重大な支障が生じるおそれがあります。

販売する食品に関して**広告その他の表示**をする者は、消費者がその食品を適切に理解し、利用できるよう、**健康の保持増進効果等**について、客観的で正確な情報の伝達に努める責務があります。

